

給水装置工事施工指針

2023

加茂市上下水道課（水道事業）

目 次

1. 給水装置の構造及び材質基準

給水装置の構造及び材質基準	1
給水装置の材料	1
給水装置の基準適合品	1
給水装置の材料の基準	1
給水装置システムの基準	2

2. 給水装置の設計

設計の範囲	3
調 査	3
協 議	3
給水管及びメーターの口径	3
給水管管種及び口径	4
給水管の分岐	4
給水管の分岐の方法	5
止水栓（仕切弁）の設置	5
給水管の埋設深さ	5
給水管の配管	6
給水管の耐圧試験	6
給水管の標準配管	7

3. 水道メーター

水道メーターの設置	1 0
水道メーターの設置留意点	1 1
磁気活水器等の取扱いについて	1 1

4. 受水槽		
加茂市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱	1 2
貯水槽給水施設の構造設備基準	1 4
貯水槽給水施設の維持管理基準	1 6
5. 水道直結式スプリンクラー設備に関する取り扱い基準		
目的	1 8
調査	1 8
事前協議	1 8
給水申請	1 8
条件	1 9
配管・施行	1 9
その他	2 0
関係法令の遵守等	2 0
6. 中高層直結給水		
中高層直結給水の目的	2 1
給水方式	2 1
調査	2 2
事前協議	2 2
給水申請	2 2
事前協議	2 2
条件	2 2
給水装置の構造	2 3
受水槽方式からの改造	2 4
竣工検査	2 5
7. 撤去工事（水道使用の廃止）		
撤去工事の費用負担	2 6
撤去工事の方法	2 6

8. 工事の手続き

工事の申込み	27
設計審査及び工事着工	27
工事竣工検査	27
工事の変更	27
工事の取消し	28
竣 工	28
臨時使用給水装置工事	28
水道施設 寄付申込	28
給水装置の工事申込みから施行までの流れ	29

9. 道路占用・施工承認工事における路面復旧基準

市道路面復旧標準図	30
国・県道路面復旧標準図	38

10. その他

給水装置工事自主検査報告書 兼 工事竣工検査申請書	
誓約書（第三者からの異議…）	
水道施設寄付申込書	

1. 給水装置の構造及び材質基準

【給水装置の構造及び材質の基準】

(水道法施行令第4条)

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質の基準は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、または受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

【給水装置の材料】

給水装置の給水管及び給水用具は、基準省令で定められた基準に適合したものでなければならない。また、その選択にあたっては布設場所の地質、材料の耐力、道路管理者の指示及び維持管理等を考慮し、決定するものとする。

なお、配水管への給水管の取付工事及び当該取付口から水道メーターまでの給水装置工事については、災害防止並びに漏水時及び災害時等の緊急工事を円滑かつ効率的に行うため材料や工法等を指定するものとする。

(加茂市水道給水条例施行規程第3条第3項)

メーターから下流部については、別図を参考とする。

【給水装置の基準適合品】

(1) 自己認証品

製造業者等が、性能基準適合品であることを示す自社検査証印等の表示を製品等に行なわれたもの、製品が設計段階で基準省令に定める性能基準を満たすものとなることを示す試験証明書及び製品品質の安定性を示す証明書〔ISO（国際標準化機構）9000シリーズの規格への適合証明書〕が示されたもの。

なお、給水装置工事主任技術者は、製造業者等から性能基準適合品であることを示す証明書を提出させ、基準を満たしているか確認しなければならない。

(2) 第三者認証品

製造業者等との契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場試験等を行い、基準に適合しているもので基準適合品として登録された認証製品であるもの。なお、認証マークの表示は、製造業者等の希望に応じて任意に行われるものであり、義務付けられていないため、給水装置工事主任技術者は認証を受けてさせ基準を満たしているか確認しなければならない。

(3) 既存の製品

日本工業規格（JIS）及び日本水道協会（JWWA）の認証品であれば基準適合品となる。

【給水装置の材料の基準】

給水管及び給水用具が満たさなければならない性能基準は、以下のとおりである。

- (1) 耐圧に関する基準 (基準省令第1条)
- (2) 浸出等に関する基準 (基準省令第2条)
- (3) 水撃限界に関する基準 (基準省令第3条)
- (4) 逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)
- (5) 耐寒に関する基準 (基準省令第6条)
- (6) 耐久に関する基準 (基準省令第7条)

【給水装置システムの基準】

給水装置の構造及び材料の適正を確保するためには、給水装置の構成する個々の給水用具が性能基準を満足しているだけでは十分とはいえ、給水装置工事の施行の適正を確保するために給水装置システムとして満たすべき技術的な基準として定められたものである。

「基準省令」の給水装置システムに関する部分

- (1) 耐圧に関する基準 (基準省令第1条)
- (2) 浸出等に関する基準 (基準省令第2条)
- (3) 防食に関する基準 (基準省令第4条)
- (4) 逆流防止に関する基準 (基準省令第5条)

2. 給水装置の設計

【設計の範囲】

給水装置の設計範囲は、給水栓までとする。ただし、受水槽を設けるものは、受水槽の給水口までとする。また、設計は、現地調査、給水方式の選定、計画使用水量の決定、給水管の口径の決定、布設位置の選定、図面及び提出書類等の作成を言い、次に掲げる事項について留意し行われなければならない。

- (1) 水圧及び所要の水量が確保できること。
- (2) 水が汚染される恐れがないこと。
- (3) 水が逆流する恐れがないこと。
- (4) 水道以外の配管とは接続しないこと。

【調査】

給水装置の設計にあたっては次の事前調査、及び現場調査を十分行い必要な資料を収集すること。

- (1) 申請地付近の配水管の布設状況
- (2) 関係のある既設給水管装置
- (3) 建築配置図と関係図面等
- (4) 権利及び利害関係
 - 1) 私有管の所有者
 - 2) 既設給水装置の所有者
 - 3) 土地の所有者
 - 4) その他
- (5) 使用水量、用途、使用人員、使用時間
- (6) 新設給水管の管種、口径及び引込み位置
- (7) メーター及び止水栓の設置位置
- (8) 給水管の位置と取付け器具の種類及び数量
- (9) 分岐点（配水管・連合給水管）と給水口の高低差
- (10) 給水方法の確認（直結方式・受水槽方式）
- (11) 道路種別（公道・私道）
- (12) 河川と水路
- (13) 地下埋設物の状況
- (14) 工事による影響（断水・騒音・振動・交通への障害等）
- (15) その他設計に必要な事項

【協議】

設計及び施工前に関係者と遺漏のないよう十分協議すること。また、道路及び河川占用工事等については、関係官公署及びその他企業（埋設物等）と協議すること。

【給水管及びメーターの口径】

- (1) 配水管の取付部における給水管の口径は20mm以上とする。（加茂市水道給水条例施行規程第3条第2項）
- (2) メーター口径25mm以下の場合、表-1の水栓換算表により水栓単位数を求め、表-2でメーター口径を定めることができる。
- (3) 上記によらず、水圧、使用水量、同時使用率等を考慮して水理計算を行う場合は、上下水道課と協議のこと。ただし、メーター口径13mmの場合は、水栓単位数の上限を4栓とする。

表-1 水栓換算表

水栓口径 (mm)	13	20	25
口径別流量を考慮した水栓単位数	1	3	6

表-2 メーター口径と水栓単位数の関係

水栓単位数	メーター口径
1～4	13mm
5～14	20mm
15～20	25mm

【給水管管種及び口径】

管種は、地質並びに給水管の特徴等を考慮して決定する。なお、一般的な配管の場合の管種と使用箇所を表-3に表す。

表-3 一般的管種と使用箇所

区分	管種		水道用ダクタイル 鋳鉄管 K形 1種管 NS形 3種管 JWWA G 113	水道配水用ポリ エチレン管 (HPPE) JWWA K 144	水道用ポリエチ レン管 (1種2層管) JIS K 6762	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル 管 (HIVP) JIS K 6742	水道用硬質塩化 ビニルライニン グ鋼管 JWWA K 116 (VB) 水道用ポリエチ レン粉体ライニ ング鋼管 JWWA K 132 (PB, PD)
	使用箇所						
埋 設	道路内		75, 100, 150	50, 75, 100, 150	20, 25, 30, 40, 50		
	宅 地 内	メーター 上流部		50, 75, 100, 150	20, 25, 30, 40, 50		
		メーター 下流部		50, 75, 100, 150	20, 25, 30, 40, 50	20~150	20~150
継 手 (規格品及び登録 品)		水道用ダクタイル 鋳鉄異形管 ・ JWWA G114	水道配水用ポリ エチレン管継手 ・ EF継手 ・ JWWA K144 ・ JWWA K145 ・ 日本水道協会 登録品	水道用ポリエチ レン管金属 継手 ・ PE継手 ・ JWWA B116 ・ 日本水道協 会型式登録品	水道用耐衝撃性 硬質塩化ビニル 管継手 ・ JWWA K119 ・ 日本水道協会 型式登録品	水道用樹脂コー ティング管継手 ・ JWWA K117 ・ 日本水道協会 型式登録品	

【給水管の分岐】

- (1) 給水管は、口径φ250mm以下の配水管から分岐すること。また、分岐の方向は、配水管に直角とする。
- (2) 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径よりも小口径とする。
- (3) 給水管は、配水管の異形管及び継手から分岐してはならない。
- (4) 取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (5) 取付口からメーターまでの給水管は、口径φ20mm以上とする。(加茂市水道給水条例施行規程第3条第2項)
- (6) 道路交差点での分岐は行わない。
- (7) 同一敷地内への分岐は、一箇所を原則とする。そのため、区画変更等により同一敷地内に給水管が2本以上になった場合、使用しない給水装置について水道使用(廃止)届を提出し、申請者の費用負担により原則として配水管からの分岐部で閉止する。ただし、管理者が特別な理由があると認められた時は、この限りでない。

【給水管の分岐の方法】

分岐の口径別使用材料は別紙表－４による。

表－４ 分岐口径別使用材料

分岐口径		20mm	25mm	30mm～50mm	75mm以上
被分岐管・管種					
铸铁管	75～250	サドル付分水栓 JWWA B 117	サドル付分水栓 JWWA B 117	サドル付分水栓 JWWA B 117	T字管 (不断水式, 割T字管)
石綿管	75～150	サドル付分水栓 JWWA B 117	サドル付分水栓 JWWA B 117	サドル付分水栓 JWWA B 117	T字管 (不断水式, 割T字管)
ポリエチレン管	50	サドル付分水栓 JWWA B 136	サドル付分水栓 JWWA B 136	チーズ分岐 PP 用	——
硬質塩化ビニル管	30以下	チーズ分岐 VP 用	チーズ分岐 VP 用	——	——
	75～150	サドル付分水栓 JWWA B 117	チーズ分岐 VP 用	チーズ分岐 VP 用	——
	50	サドル付分水栓 JWWA B 117	サドル付分水栓 JWWA B 117	チーズ分岐 VP 用	——

【止水栓（仕切弁）の設置】

- (1) 止水栓及び仕切弁は、メーターの上流に設置し、かつ、原則として私有地内の道路との境界に近接して設置しなければならない。ただし、メーターの口径がφ40mm以下の場合は、メーターに直結して設置すること。（加茂市水道給水条例施行規程第3条第4項）
- (2) メーターの口径がφ40mm以下の場合は、止水栓の上流側に直結してフレキシブル継手を設置すること。（加茂市水道給水条例施行規程第3条第5項）
- (3) 官民境界付近にメーターが設置できないことを管理者が認めた場合に止水栓等を設置する。
- (4) 止水栓及び仕切弁の設置位置は、公私境界より1mを標準とする。
- (5) 連合管及び集合住宅等でメーターを2ヶ所以上設置する場合は、上下水道課と協議すること。

【給水管の埋設深さ】

- (1) 私有地内に置ける給水管の埋設深さは、土被り0.45m以上とする。障害物等のため規程の深さが取れない場合は、上下水道課と協議の上決定する。
- (2) 配水管から分岐した給水管は、官民境界まで土被り0.6m以上の深さで埋設することを標準とする。

【給水管の配管】

(1) メーター上流配管

- ・標準的な配管方法と配管材料は、図一1、図一2、図一3のとおりとする。
- ・メーター上流部には、管探知が容易なように導電性被服ワイヤーを管に取付けるとともに、他工事による事故を防止するため、埋戻し時に埋設シートを布設すること。
- ・側溝又は堀等を横断する場合は、原則として下越しとする。ただし、やむおえず上越しとする場合は給水管が破損しないよう十分な措置を講じ、かつ高水位以上の高さに布設すること。

(2) メーター下流（宅地内）配管

- ・メーター下流の管種は、「構造及び基準」に適合するものを使用しなければならない。
- ・給水管は、家屋の外廻り（建築基礎の外側）に布設することとし、汚染の恐れのある施設には接近せず、なおかつ止水及び水道メーターの設置に便利な箇所を選定して布設しなければならない。
- ・将来維持管理に支障にならないよう、できるだけ直線配管とし、家屋の床下を横断するような配管やコンクリートのたたき等の下配管、又は天井裏、梁などに取付ける配管は避けるようにすること。
- ・給水管は、他の導水管及び汚染の恐れのある管と直結しないこと。
- ・硬質塩化ビニル管やポリエチレン管は、油類（灯油、ガソリン、ペイント類、シンナー類）に浸され水に臭気移ることがあるので、油類が浸透する恐れがあるところには使用しないこと。
- ・金属管（鋼管、鋳鉄管）は、酸性土壌又は塩水の影響を受ける個所には使用しないこと。やむおえず使用する場合は、ポリエチレンスリーブ等で被覆するなどの防護措置を施すこと。

【給水管の耐圧試験】

配管完了後、漏水が発生していないか次の手順で確認を行うこと。

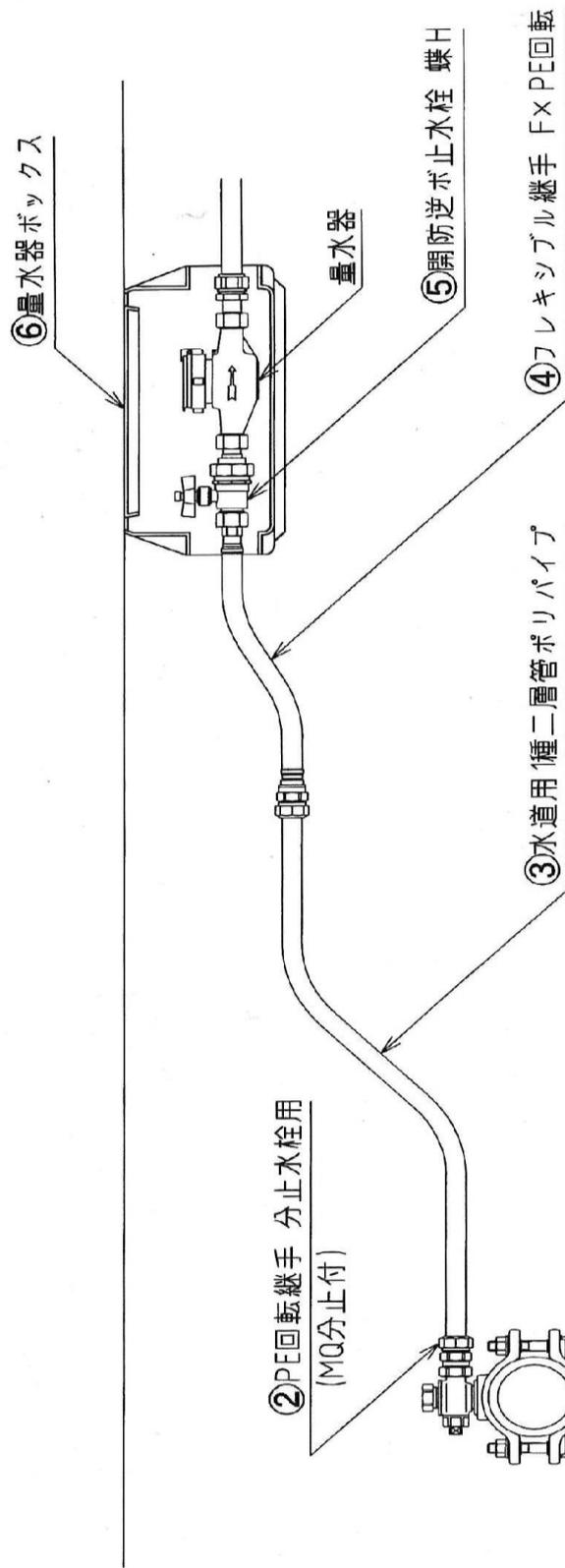
- ①サドル付分水栓を取付け後、せん孔前に水圧テストポンプをサドル付分水栓の頂部に接続し、所定の水圧（0.75メガパスカル）まで加圧し、1分間その状態を保持し、水圧の低下がないことを確認する。（写真添付）
- ②①で合格を確認した場合には、せん孔（及び密着形コア装着）作業を行う。終了後、サドル付分水栓とメーター用止水栓までの給水装置を接続し、管内を充水しながら、メーター用止水栓をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ③空気が完全に抜けたら、メーター用止水栓・サドル付分水栓の栓棒を閉める。
- ④再度、水圧テストポンプをサドル付分水栓の頂部に接続し、所定の水圧（0.75メガパスカル）まで加圧し、水圧テストポンプのバルブを閉めて1分間その状態を保持し、水圧の低下がないことを確認する。（写真添付）
- ⑤検査終了後、給水装置内の圧力を下げてから水圧テストポンプを取り外し、サドル付分水栓の栓棒を開け、メーター用止水栓より排水を行う。

※メーター用止水栓が逆ボ止水栓（逆止弁付ボール止水栓）の場合、必ず上記のとおり耐圧試験を行うこととし、逆ボ止水栓が破損する恐れがあるため、水圧テストポンプを逆ボ止水栓に取付け、逆押しでの耐圧試験は行わないこと。

※上記以外の給水装置工事において、上下水道課が耐圧試験の必要があると認めた場合は、上下水道課の指示に従い耐圧試験を行うこと。（要確認）

メータ上流配管標準図

口径20mm~口径25mm



① JWWA サドル付分水栓 AS

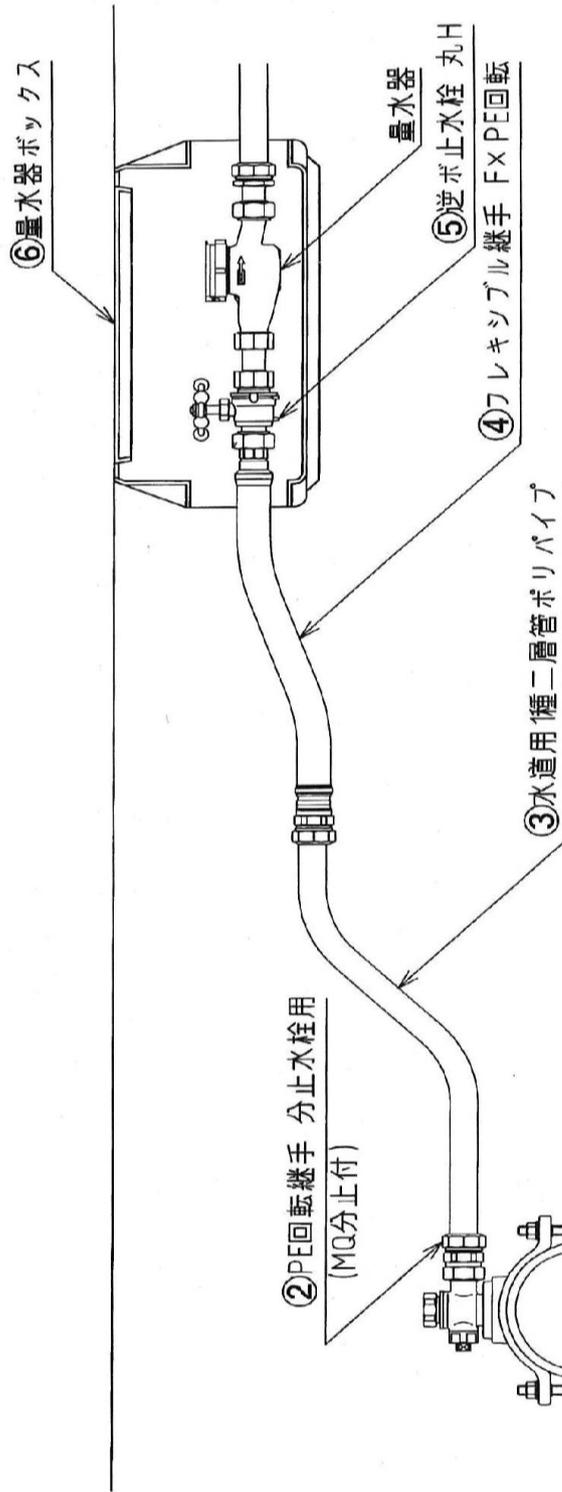
(防食フィルム付)

※ 鑄鉄管からの取出しの際は
密着コアを使用

品名	呼び径	メータ口径
① サドル付分水栓	20-25	φ20 φ25
② PE継手	20-25	JWサドル付分水栓
③ 給水管	20-25	PE回転継手 分止水栓用 水道用1種二層管ポリパイプ
④ フレキシブル継手	20-25	フレキシブル継手 F×PE回転(袋ネット×PE回転継手) L=500以上
⑤ 止水栓	20-25	開防逆止水栓 蝶Hハンドル
⑥ 量水器	20-25	量水器ボックス 樹脂製 底付

メータ上流配管標準図

口径30mm~口径40mm



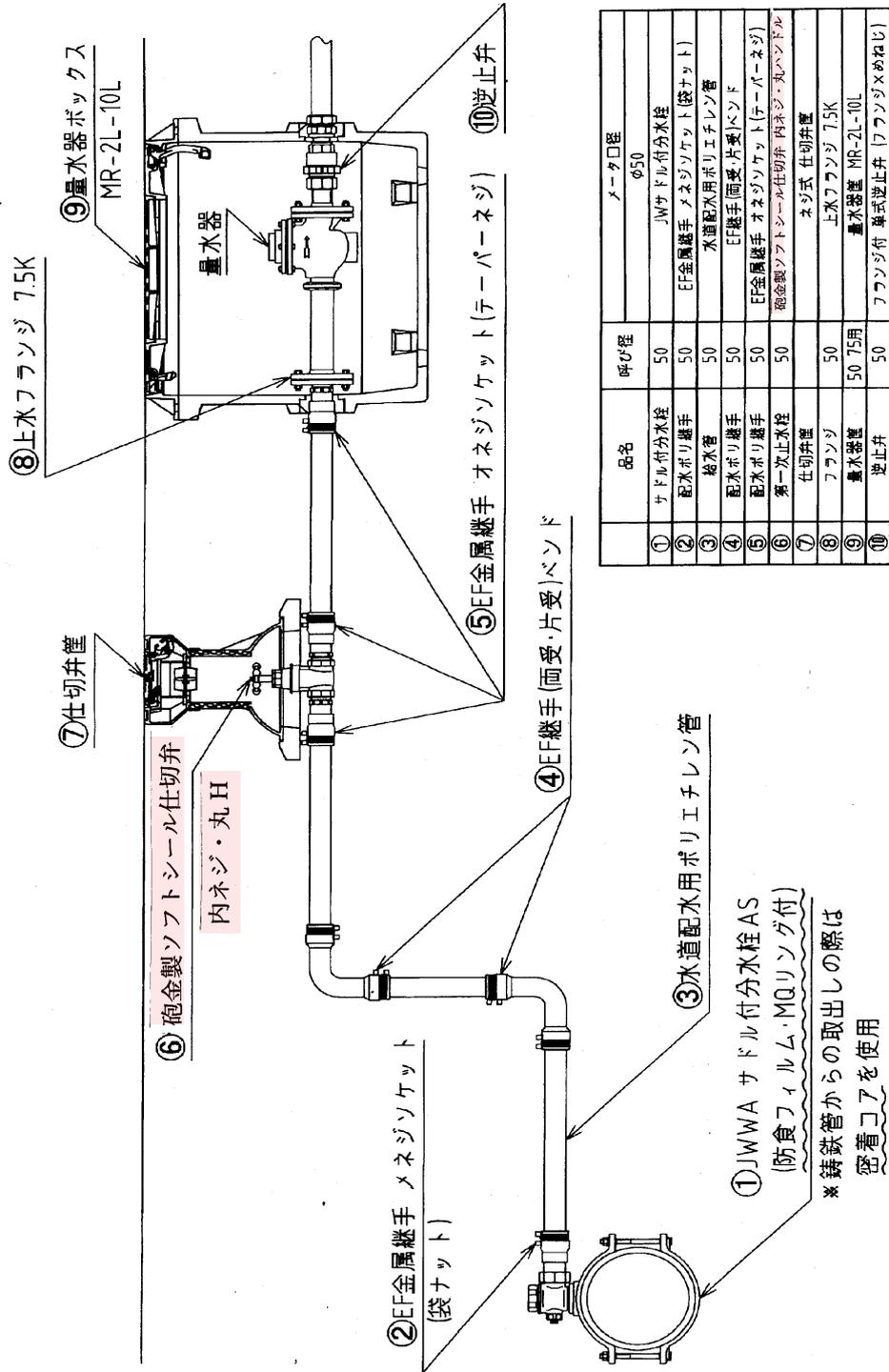
①JWWA サドル付分水栓 AS
(防食フィルム付)

※ 铸铁管からの取出しの際は
密着コアを使用

品名	呼び径	メータ口径
① サドル付分水栓	30・40	φ30 φ40
② PE継手	30・40	JWサドル付分水栓
③ 給水管	30・40	PE回転継手 分止水栓用 水道用種二層管ポリパイプ
④ フレキシブル継手	30・40	フレキシブル継手 FxPE回転(袋ナット×PE回転継手) L=500以上
⑤ 止水栓	30・40	逆ボ止水栓 丸ハンドル
⑥ 量水器	30・40	量水器ボックス 樹脂製 底付

メータ上流配管標準図

口径50mm



品名	呼び径	メータ口径
① サドル付分水栓	50	φ50
② 配水ポリ継手	50	JWWA サドル付分水栓
③ 給水管	50	EF金属継手 メネジソケット (袋ナット)
④ 配水ポリ継手	50	水道配水用ポリエチレン管
⑤ 配水ポリ継手	50	EF継手 (両受・片受) ベンド
⑥ 第一止水栓	50	EF金属継手 オネジソケット (テーパネジ)
⑦ 仕切弁	50	砲金製ソフトシール仕切弁 内ネジ・丸H
⑧ フランジ	50	砲金製ソフトシール仕切弁 内ネジ・丸H
⑨ 量水器	50 75用	ネジ式 仕切弁
⑩ 逆止弁	50	上水フランジ 7.5K
		量水器用 MR-2L-10L
		フランジ付 華式逆止弁 (フランジ×めねじ)

3. 水道メーター

【水道メーターの設置】

- (1) メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。(加茂市水道給水条例第16条第2項)
- (2) メーターは、給水栓に直結するものについては、専用給水装置又は共用給水装置ごとに設置し、受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに設置する。(加茂市水道給水条例施行規程第5条)ただし、受水槽を設ける集合住宅等で市長が必要であると認めた場合には、住宅ごとに設置しなければならない。

(3) 1給水装置

図-1にそれぞれのメーター設置例を示す。

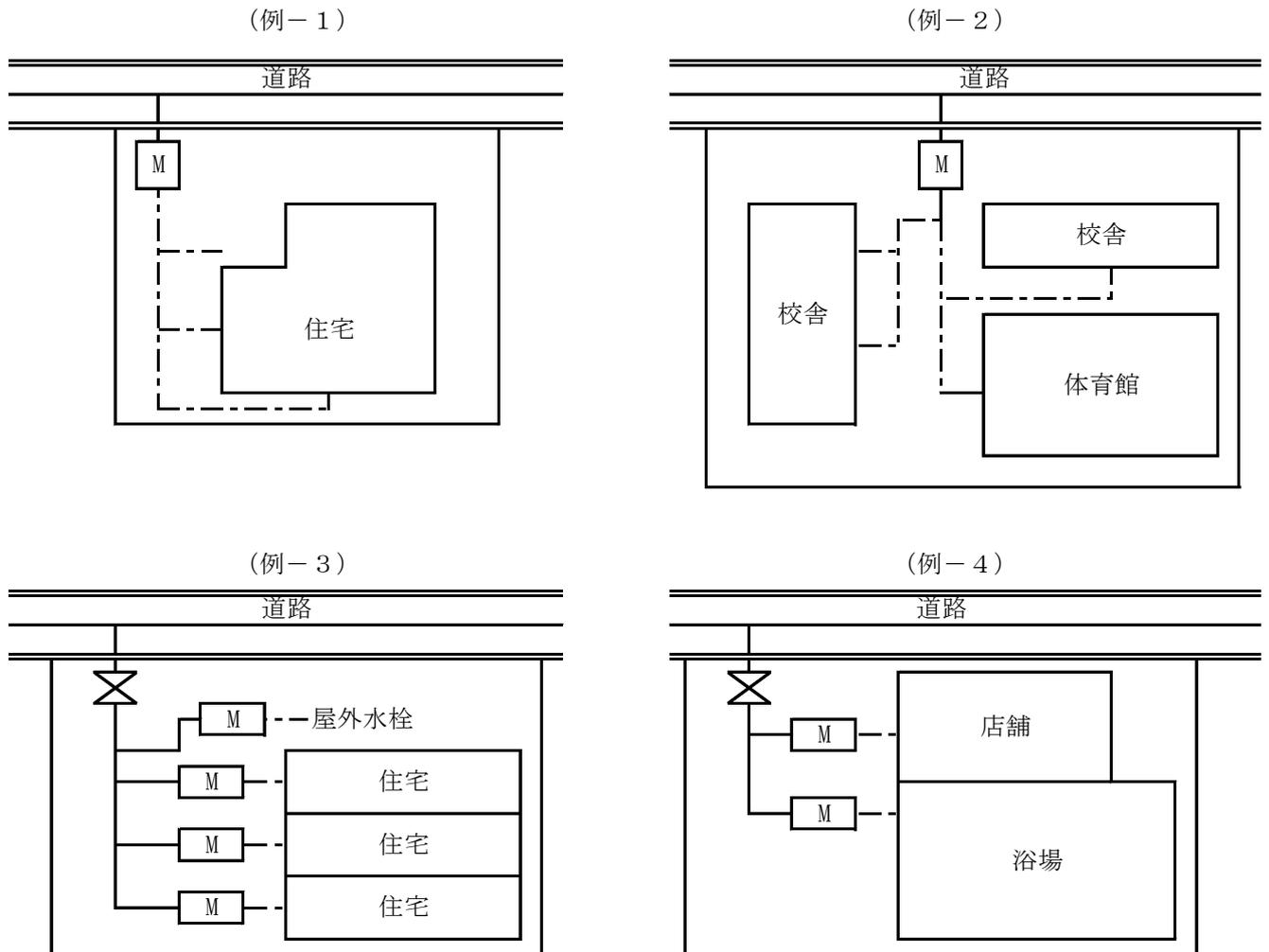
(例-1) メーターは、1世帯又は1個所ごとに1個を設置する。

(例-2) ただし、同じ目的に使用されるものについては、建築物の棟数に関係なく1個のメーターを設置する。(学校、病院、工場、倉庫、車庫、駐車場など)

(例-3) 1つの建築物であっても、構造上2戸以上の住宅又は店舗や事務所として独立して使用されているものについては、それぞれに1個のメーターを設置しかつ止水栓を1個を設置する。(アパート、ショッピングセンター、テナントビルなど)

(例-4) 料金体系が異なるものについては、それぞれに1個のメーターを設置する。

図-1



ただし、加茂市上下水道課が管理する区域は、例1・2については水道メーターまでとし、例3・4については、第1止水栓までとする。また、その他の場合は、加茂市上下水道課と協議のこと。

【水道メーターの設置留意点】

- (1) 道路と宅地の境界に近接する場所で、給水装置所有者の宅地内とする。原則として境界から1 m前後とする。
- (2) 検針、取替え及び維持管理が将来ともに容易に行えるよう十分考慮し設置すること。（駐車スペース、自転車置場等、メーターの周囲や上に物を置くことが考えられる場所には設置しない。）
- (3) 雨水及び汚水等が流れ込む恐れのない場所に設置し、常に乾燥しており、汚染及び凍結が生じないようにすること。
- (4) 給水栓より低い位置で、水平に取付け、逆取付けに注意すること。
- (5) アパート等で複数戸に給水する場合には、設置されたメーターと各部屋との対応関係が分かりやすいよう設置するとともに、現地での設置に際しては十分に注意すること。

【磁気活水器等の取扱いについて】

給水装置の外側に取付ける磁気活水器等は、給水装置に該当はしないが、メーターボックス内に取り付けた場合、メーター取替の支障になるほか、磁力による計量への影響が懸念されるため、メーターボックス内には設置せず、メーターから50 cm以上の距離をとって、計量やメーター取替の支障にならない位置に設置すること。

4. 受水槽

加茂市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水槽を用いて飲料水を供給する給水施設（以下、「貯水槽給水施設」という。）の構造設備及び維持管理の基準を定めることにより、衛生的で安全な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽給水施設 水槽を設けて飲料水を供給する施設であつて、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
- (2) 水槽 飲料水を供給する固定式の水槽をいう。
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権限を有するものをいう。

(適用)

第3条 貯水槽給水施設の衛生管理については、水道法(昭和32年法律第177号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)その他関係法令の規定によるもののほか、この要綱を適用する。なお、関係法令により規定されている事項については、当該事項に限りこの要綱を適用しない。

(構造設備基準)

第4条 設置者は、貯水槽給水施設の構造設備について、別表第1の構造設備基準に適合するよう努めるものとする。

(維持管理基準)

第5条 設置者は、貯水槽給水施設の維持管理について、別表第2の維持管理基準に適合するよう努めるものとする。

(届出)

第6条 貯水槽給水施設を設置した者は、貯水槽給水施設設置届出書(様式第1号)を市長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届出した事項に変更があつた場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、貯水槽給水施設変更(廃止)届出書(様式第2号)を速やかに市長に届け出るものとする。

(防錆剤使用届出)

第7条 設置者は、防錆剤を使用したときは、防錆剤使用届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届出した事項に変更があつた場合又は使用を停止した場合は、防錆剤等変更(停止)届出書(様式第4号)を市長に届け出るものとする。

(汚染事故発生時等の措置)

第8条 設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 直ちに給水を停止し、利用者にもその旨を周知すること。
- (2) 直ちに市長へ連絡し、指示を受けること。
- (3) 直ちに施設の点検、水質検査等により原因を追求し、施設の復旧を図ること。
- (4) 必要に応じて代替水を確保すること。
- (5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。

2 設置者は、定期等の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超えた場合には、市長へ連絡し指示を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際新潟県貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱(平成14年10月18日付け生衛第506号県部長通知)により設置の届出がされている貯水槽給水施設については、第6条第1項の届出があったものとみなす。

別表第1

(第4条関係)

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法等の関係法令の規定によるもののほか、次の事項によること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水、たまり水の影響を受けず、かつ、通常、人が出入りしない場所に設置すること。屋外に設ける場合はさく等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については1メートル以上、底部及び周囲については60センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽及びポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用のさく、階段を設ける等、保守点検を安全に行うことができる措置を講ずること。
- (5) 水槽は、建築物の排水槽(ビルピット)に設置しないこと。
- (6) 水槽上部には、ポンプ、ボイラー、排水管等の水を汚染するおそれのあるものを設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することがないように衛生上必要な措置を講ずること。やむを得ず設置する場合は、水槽上部に受け皿を設ける等、飲料水を汚染することがないように衛生上必要な措置を講ずること。

2 水槽の構造及び材質

(1) 容量

- ア 受水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の4から10分の6を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。
- イ 高置水槽の有効容量は、1日最大使用水量の10分の1を標準とすること。ただし、1日当たり使用時間を考慮して決定すること。

(2) マンホール

- ア マンホールの立ち上げは、水槽の上部面から10センチメートル程度とすること。
- イ マンホールの蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。
- ウ マンホールの蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、すきまができないような構造とすること。

(3) 給水管

- ア 給水管の流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設けること。これが困難な場合は迂回壁等を設け、水槽内で水が滞留しない措置を講ずること。なお、複数の水槽を連結して使用する場合も同様の措置を講ずること。
- イ 給水管の流出口は、水槽底面より少し上部とし、槽底の沈でん物を吸い込まない位置とする

こと。

(4) オーバーフロー管

- ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。
- イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。
- ウ 管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

- ア 管端部は下向きとし、積雪で開口部が塞がれないような措置を講ずること。
- イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。
- ウ 通気装置管端部に笠を取り付ける場合は、容易に取れない措置を講ずること。

(6) 排水設備

- ア 水槽の底部に100分の1程度の勾配をとり、吸込みピット等を設け、完全な水抜きができる構造とすること。
- イ 水抜管の管端は間接排水とし、約15センチメートル以上の排水口空間を確保すること。

(7) その他

- ア 水槽は、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とすること。
- イ 水槽の上部面は、100分の1程度勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。
- ウ 水槽が直接日光を受ける場合は、水槽の板を厚くするなど、光の透過を防ぐ措置を講ずること。
- エ 給水管の流入口とオーバーフロー管との間に、十分な吐水口空間を確保すること。
- オ 水槽は、消火水槽と兼用しないこと。

3 給水管

- (1) 水を汚染するおそれのある箇所の中を貫通させないこと。
- (2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じ、直接連結させないこと。
- (3) 維持管理、点検及び配管の更新を容易に行えるように配置すること。

4 その他

- (1) ポンプ室内の床は、排水、排油が速やかにできる構造とすること。
- (2) 貯水槽には、原則として水位警報装置を設置すること。
- (3) 貯水槽へ流入する給水管の立て管に給水栓を設けることが望ましいこと。
- (4) 地下水等の自己水源を使用する場合は、塩素注入装置を設けること。

別表第2(第5条関係)

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び関連通知の規定によることを原則とするが、なお、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- (1) 水槽の周囲は常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- (2) 水槽の清掃は1年以内ごとに1回、定期的に、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(平成15年厚生労働省告示第119号)」並びに関連通知の規定を参考に行うこと。
また、水槽の新設、修理等を行った場合も清掃を行うこと。
- (3) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ、損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管からの出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動及び異常の有無
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は、0.4mg/l)以上保持するよう、適正な管理をすること。
- (5) 簡易専用水道及び地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設にあつては、残留塩素の測定を7日以内ごとに1回、定期的に行うこと。

2 水質検査

- (1) 水質検査は、1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。また、水槽の新設、修理等を行った場合も行うこと。
- (2) (1)に規定する水質検査は、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。)で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度及び濁度とする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあつては、同法施行規則(昭和46年厚生省令第2号)及び関連通知に定めるところによること。

また、地下水等の自己水源を使用する貯水槽給水施設においては、使用開始前に水質基準省令で定めるすべての項目について検査を行うこと。

3 防錆剤の管理

防錆剤を使用する場合は、「空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(平成15年厚生労働省告示第119号)」及び関連通知の規定に準じて行うこと。

4 管理態勢

- (1) 設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合は、この限りでない。
- (2) 維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はこれらの業務に従事する者を監督すること。
- (3) 設置者は、水槽等主要な給水施設の構造を明らかにする平面図、断面図及び構造図並びに配管状況を明らかにする平面図及び縦断面図を整理保存しておくこと。
- (4) 設置者は、水槽の清掃記録その他維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。

5. 水道直結式スプリンクラー設備

水道直結式スプリンクラー設備に関する取り扱い基準

(1) 目的

消防法施行規則の一部改正令（平成19年6月13日公布）に伴い、延べ床面積275㎡以上、1000㎡未満の消防法施行令別表第1（6）項ロに定められたグループホームなどの対象施設（以下、「小規模社会福祉施設」）に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、また、小規模社会福祉施設のスプリンクラー設備を水道法第3条第9項に規定する「給水装置」として認められていることを受け、ここに取り扱いを定めるものとする。

(2) 調査

申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査し、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、所管消防署等と十分な打合せを行うこと。

申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに担当職員と協議すること。

給水装置工事の申し込みにあつては、事前に現場調査を含めて申請地の状況を十分調査しておくこと。

また、必要に応じて、給水引き込みを予定する配水管の水圧を72時間以上測定しておくこと。

(3) 事前協議

直結給水は、必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前に協議する必要がある。

(4) 給水申請

事前協議で水道直結式スプリンクラー設備の設置が可能との回答があつたものは、下記の書類を添付し給水装置工事申込書を提出する。

- ・ 平面図及び詳細図（配管及びスプリンクラーヘッドの配管等）
- ・ 立面図
- ・ スプリンクラー設備の規格・仕様書
- ・ 水理計算書
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書

(5) 条件

1. 対象建物

対象建物は、消防法施行令別表第1(6)項口に該当する延べ床面積が275㎡以上、1,000㎡未満の小規模福祉施設とする。

その他の建物に設置しようとするときは、事前に協議することとする。

2. 設置条件

- 1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な動作に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- 2) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。
- 3) スプリンクラー設備を設置しようとする者は、給水装置工事申請書に別紙「水道直結式スプリンクラー設備設置条件承諾書」を添付して提出すること。
- 4) 指定工事事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況などを調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

3. 設計水量

スプリンクラーヘッド各栓の放水量は150/min（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあっては300/min）以上の放水量で設計すること。

また、スプリンクラーヘッドが最大で4個同時に放水することを想定し設計する場合は、合計の放水量が600/min（1200/min）以上の放水量で設計すること。

4. 構造及び材質基準

スプリンクラーヘッド及びスプリンクラー設備に用いる配管・継手の構造及び材質基準については、消防法令適合品かつ水道法令に定める構造及び材質基準に適合するものであること。

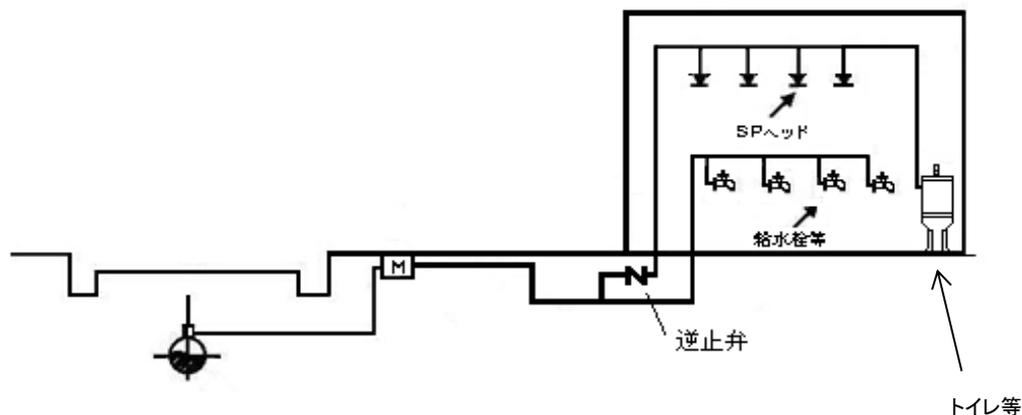
使用される製品等については、加茂市水道局及び消防署と協議し、その指導に従うものとする。

(6) 配管・施行

1. スプリンクラーヘッドは精密機械なので取り扱いには十分注意すること。
2. スプリンクラーヘッドを接続する継手は、専用の継手を使用すること。
3. スプリンクラー設備（湿式）の配管は、水及び空気が停滞しないよう、常時使用され、且つ水質の安全性の観点より、配管末端にトイレのロータンク等の飲用に供せず且つ日常的に使用する水栓等を設置すること。

4. スプリンクラー設備が結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れがある場合は、防露措置を行うこと。
5. 逆流防止のため、飲用系統給水管からの分岐部に逆流防止弁等を設置すること。
6. 指定工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、メーカー及び消防設備士の指導のもと実施すること。

【水道直結式スプリンクラー設備（湿式）配管例】



(7) その他

1. 設置者の責務

- ・ 一時的な断水や水圧低下等でスプリンクラー設備の維持管理上不都合が生じた場合には、設置者の責任のもと処理する。
- ・ スプリンクラー設備は設置者責任のもと設置者の責任をもって管理し、定期的に作動状況の確認をしなければならない。
- ・ スプリンクラー設備の設置については、消防署と事前協議を行い、その指導に従わなければならない。
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示しなければならない。
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合は、直ちに加茂市水道局に連絡すること。

2. 竣工検査

- ・ 原則として加茂市上下水道課、及び消防署の合同において行うものとする。

(8) 関係法令の遵守等

この取り扱いに定めのない事項については、水道法及び加茂市水道条例、その他関係法令及び関係通知の定めるところに従わなければならない。

6. 中高層直結給水

【中高層直結給水の目的】

より安全でおいしい水の供給を主たる目的とし、省エネルギー効果、工事費・維持管理費の低廉化と土地の有効利用、管理が不十分な小規模受水槽における衛生問題の解消が図れることから、3階建て以上の中高層建物に直結給水する場合の取り扱いを定める。

【給水方式】

給水方式は、直結給水方式、受水槽方式、これらを組み合わせた併用方式に分類される。直結給水方式はさらに配水管の水圧のみで給水する直圧方式と、給水管の途中に増圧ポンプを設置し給水する増圧方式がある。

[給水方式の分類]



給水方法には、それぞれの長所、短所があるため、それらをよく理解した上で、建築物にあった給水方法を採用する。

なお、増圧・受水槽併用方式については、小規模受水槽を解消する目的に沿うものではないが、相当の理由があると判断される場合は採用できる。

[給水方式の特徴]

項目	方式	直結給水方式	
	受水槽方式	直圧方式	増圧方式
水質劣化のおそれ	あり	なし	なし
ストック機能	あり	なし	なし
配水管への逆流のおそれ	なし	あり	あり（逆止弁）
設置スペース	大きなスペースが必要	不要	小さなスペースでも可能
設置費用	受水槽やポンプが必要なため高価である	安価	受水槽が不要で、ポンプは受水槽方式に比べ割高であるが、全体的には受水槽方式より安価となる。
維持管理	受水槽の清掃、ポンプのメンテナンスが必要	不要	ポンプ及び逆止弁のメンテナンスが必要
配水管圧力の有効利用	不可	可（必要な圧力が確保できる場合）	可（不足分をポンプで増圧）
給水管の口径	小さい	大きい	大きい

【調査】

申請者は、設計前に本指針に定める事項について事前に十分調査するとともに、申請地における配水管の口径及び水圧の状況を調査する。

申請者又は委任を受けた指定工事店は、不明な点があれば速やかに窓口の担当職員と協議し、解決するように努めなければならない。

必要に応じて、給水引き込みを予定する配水管の水圧を72時間以上の長さで測定しておくこと。

【事前協議】

直結給水は、必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前に協議する必要がある。

加茂市の給水区域において、2階以上の建物へ直結給水を行おうとする者、2階以下の建物であっても増圧ポンプを設置して給水しようとする者、及びすでに直結給水を実施し、その使用水量、使用形態、給水方式（増圧ポンプの仕様変更含む）を変更しようとする者は、事前に管理者と協議をしなければならない。

協議にあたっては、水道について専門的な知識が必要となるため、申請者は申請にかかる業務を指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事店」という。）に委任することができる。

【給水申請】

事前協議で直結給水可能との回答があったものは、下記の書類を添付し、給水装置工事申込書を提出する。

- ・平面図及び詳細図
- ・立面図
- ・保守管理者との契約書の写し（増圧方式の場合）
- ・水理計算書
- ・中高層直結給水装置設置条件承諾書

【条件】

1. 対象建物は、以下のとおりとする。

- (1) 専用住宅
- (2) 店舗等併用住宅
- (3) 共同住宅
- (4) 事務所ビル
- (5) 共同住宅と事務所併用ビル
- (6) その他管理者が認めたもの

ただし、以下のような建物は本来受水槽方式により給水されるべきであるため、対象とならない。

① 毒物、劇薬及び薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵等を行う工場、事務所のほか、仮設給水として使用するもの。

(例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱い、染色、食品加工、めっき等の事業を行う施設等や工事現場、展示施設等)

② 災害時に水の確保が必要となる施設

③ 一時的に多量の水を使用する施設、又は常時一定の水供給が必要で、断水による影響が大きい施設

(例：病院、ホテル、百貨店、興行場等の施設及び食品冷凍機、電子計算機の冷却用水等に供給する場合等)

なお、災害時の避難場所等に指定されている施設は、申込者と十分な協議を行い、災害時に受水槽でのストックがないことを、十分な理解がなされた上で申込をすること。

2. 分岐口径

給水管を分岐する配水管の口径は、原則としてφ50mm以上φ250mm以下とし、分岐口径は、被分岐口径の一段落ちとする。

分岐する配水管の口径は施工指針によるが、配水管の布設状況、配水管の圧力を考慮し、特別に制限する場合がある。

3. 3階直結給水

3階直結給水については、申請地の配水管の口径、水圧、配水状況等を調査し、水理計算を満足した場合のみとする。また、管理者が認めた場合にあっては、この限りではない。

4. 維持管理区分

- (1) 給水装置の維持管理は所有者が行う。
- (2) 給水装置の修繕費用については、原則として所有者又は管理責任者の負担とする。ただし、配水管の分岐から宅地内の第1止水栓までは、所有者又は管理責任者が善良な管理義務を怠った場合を除き、**上下水道課**が負担する。

【給水装置の構造】

1. 配管形態

- (1) 1つの宅地に対し、1つの引き込みを原則とする。ただし、敷地が広大で離れた施設に給水しなければならないなど、やむを得ないと管理者が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 直圧方式において、単独水道メーターの場合、メーター下流の主たる給水管口径は、水道メーターの瞬時流量を越えない範囲であれば、1ランク上位口径を認めるものとする。
- (3) 増圧方式における増圧ポンプ下流の給水管の主たる配管口径は、増圧ポンプ口径と同一とする。
- (4) 併用方式の場合、増圧系統の使用量によっては、直圧系統の水圧低下が懸念されるため、直圧部分の上限は3階までとし、直圧部と増圧部とのクロスコネクションは絶対にしないこと。

2. 増圧ポンプ

- (1) 増圧ポンプは日本水道協会の水道用直結加圧型ポンプユニット（JWWA B 130）の承認品またはそれと同等以上の性能を有するものとする。
- (2) 1つの引き込みに対し、1つのユニットを原則とする。
- (3) 増圧ポンプの呼び径は、引き込み口径を超えないこと。
- (4) 増圧ポンプの上下流の接合部には、適切な防振対策を施すこと。
- (5) 設置場所は1階または地下1階のフローアとし、点検や維持管理が容易となるよう十分なスペースを確保する。また、凍結のおそれがない場所に設置し、適切な排水設備を設けること。
- (6) 配水管の水圧低下に備えて増圧ポンプの停止圧力を設定し、なおかつ増圧ポンプの一次側が負圧にならないようにすること。
ポンプ二次側の圧力設定は、計画瞬時最大流量時において、最も条件が不利な地点において必要な吐出圧を確保できるもので、かつポンプ二次側で0.75MPaを超えないこと。
- (7) 増圧ポンプ、減圧式逆流防止器は、1年を超えない範囲で1回以上の点検を行う。
- (8) 増圧ポンプの異常に対して、ポンプ本体もしくは管理人室等に表示できるシステムとする

こと。さらに設置者（又は所有者）は、保守管理契約書を締結し、ポンプの故障等の緊急時に備えて、ポンプ室及び管理人室等に連絡先を明示すること。

3. 逆流防止装置

(1) 直圧方式

- ① 単独の水道メーターの場合は、水道メーター上流に逆ボ止水栓を設置する。
- ② 共同住宅等で複数の水道メーターを設置する場合は、第一止水栓の下流に逆止弁を設置し、個々の水道メーターの上流に逆ボ止水栓を設置すること。

(2) 増圧方式

- ① 減圧式逆流防止器（JWWA B 134）又はこれと同等の性能を有する逆止弁を増圧ポンプの一次側に設置すること。
- ② 共同住宅等で複数の水道メーターを設置する場合は、個々の水道メーターの上流に逆ボ止水栓を設置すること。

(2) 併用方式

- ① 3階まで直圧の場合は、直圧系統に逆止弁を設置する。
- ② 増圧系統には、減圧式逆流防止器（JWWA B 134）又はこれと同等の性能を有する逆止弁を増圧ポンプの一次側に設置すること。
- ③ 共同住宅等で複数の水道メーターを設置する場合は、第一止水栓の下流に逆止弁を設置し、個々の水道メーターの上流に逆ボ止水栓を設置すること。

(3) 立ち上がり管の最上部

立ち上がり管の最上部で点検が容易な場所に吸排気弁、又は空気弁を設置すること。

(4) その他

上記の逆流防止装置は、トラブル時に必ず機能を発揮しなくてはならないことから、設置者（所有者又は管理者）において、日常の点検を十分に行う必要がある。

4. その他の材料

- (1) その他の給水装置材料は、施行指針に基づき選定し、設計、施行する。
- (2) 増圧方式の場合、低層階で給水圧が高くなることがあるため、これに応じた給水材料を使用する。また、給水圧が過大となる場合は、必要に応じて減圧弁を設置する。
- (3) 直圧方式の共同住宅では、1階に共用可能な水道メーターと水栓をできるだけ設置する。増圧方式及び直圧・増圧併用方式の共同住宅は、減圧式逆止弁の上流に共用可能な水道メーターと水栓を故障、停電対策として設置することが望ましい。

【受水槽方式からの改造】

既設の受水槽以下の給水設備を直圧、又は増圧ポンプを設置して、給水装置としての再利用は極力避け、配管の布設替えを行うことが望ましい。ただし、建物の構造等により布設替えが困難な場合は、以下のように取り扱うことができる。

なお、受水槽方式からの改造で高置水槽に直結給水する方法は小規模受水槽を残存、助長することとなり、直結給水の趣旨と反するため認めないものとする。

1. 事前協議

既設設備を再利用するにあたり、使用されている材料について十分な調査を行い、事前協議を行う。協議が整ったものは、給水装置工事申込を提出する。

2. 配管形態

高置水槽がある場合は、揚水管のできるだけ低い位置に接続し、最上部に吸排気弁または空気弁

を設置する。ただし、改造が可能な場合は立ち上がり管に接続してもよい。
高置水槽がない場合は、受水槽下流の給水管のできるだけ低い位置に接続する。

3. 使用材料

① 既設配管の材質

既設設備を再利用するにあたり、既設配管に使用されている配管材が「給水装置工事の構造及び材質の基準」に適合している製品を使用しているか現場及び図面等で確認する。

「給水装置工事の構造及び材質の基準」に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管、給水用具に取り替える。

② 既設配管の耐圧試験

耐圧試験における水圧は0.75MPaを原則とし、一分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。ただし、配管状態により主任技術者の判断による水圧で試験を行うことができるものとし、**上下水道課**の確認を得るものとする。その場合の試験水圧の目安としては、想定される水圧の最大値×1.5程度 \leq 1.75MPaとする。

【竣工検査】

中高層直結給水を実施した給水装置は、施行指針に基づき検査する。増圧ポンプの一次停止圧力、復帰圧力及びポンプ揚程は、事前協議における設定値を検査時に立会いで確認する。

また、耐圧試験は増圧ポンプの上流側と下流側に分けて別々に行い、ポンプ本体には試験水圧をかけないこと。

7. 撤去工事（水道使用の廃止）

【撤去工事の費用負担】

水道の使用を廃止する場合は、水道使用（廃止）届を提出し、申込者の費用負担により給水装置を撤去すること。ただし、市長が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。（加茂市水道給水条例第6条）

※既得水道加入金の権利は、原則として給水装置に付随するものであり、撤去により権利は消滅したものとす。そのため、撤去後、新たに新設する場合は、再度加入金が必要となります。

【撤去工事の方法】

使用しない給水管等を撤去する場合（水道使用廃止）は、原則として配水管からの分岐で閉止する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた時は、この限りではない。

8. 工事の手続き

【工事の申込み】

給水装置工事の申込みをしようとする者は、管理者が別に定める指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。指定給水装置工事事業者は次に掲げる書類のうち申し込みに必要なすべての書類を、申し込み者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出するものとする。

(1) 給水装置工事申込書

所定の用紙に、申込者、指定給水装置工事事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの。

- ・申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、フリガナをつける。
- ・申込者、分岐承諾者等が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

(2) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地、国有水面等の公道等に給水管を布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書

(3) 水道使用者等変更届

給水装置工事の申込みの際し、相続・売買等により所有者が変更になる場合は、水道使用者等変更届を提出する。

(4) その他管理者が必要と認める書類

- ・出水不良となる恐れがあるときの誓約書
- ・利害関係人が居所不明、その他の事由によりその同意が得られない場合の申込者の誓約書

【設計審査及び工事着手】

設計審査及び工事着手は次の示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取り付け器具及び工法等について、〔加茂市給水条例〕、〔加茂市給水条例施行規程〕、本指針に基づき調査したうえ、現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果、支障のないものは加茂市上下水道課長が決裁し、工事着手を承認する。
- (3) 工事着手の通知は、7日以内に指定給水装置工事事業者へ通知する。
- (4) 審査の結果、支障のあるものと認めるときは、不備事項を明記し指定給水装置工事事業者に返送する。指定給水装置工事事業者は、早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ、申込書を再提出しなければならない。

【工事竣工検査】

工事竣工検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事竣工検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施するものとする。
- (2) 工事竣工検査は、工事が給水装置工事申込書の記載内容及び設計図書のとおりに施行されているかを確認する。
- (3) 工事竣工検査の申込みは、給水装置工事竣工届・給水装置工事自主検査報告書兼工事竣工検査申請書を提出するものとする。
尚、増改築の場合は、給水装置工事竣工図及び既設竣工図の写しを必ず添付すること。
- (4) 工事竣工検査は、給水装置工事竣工届が提出されてから10日間程度の間に行う。
- (5) 竣工検査及びその他の検査において工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者は、すみやかにその原因を調査し、修復またはやり直しをしなければならない。

【工事の変更】

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は、管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。なお、軽微な変更については、上下水道課審査員及び検査員と協議のうえ、竣工届けでの訂正とすることができる。

【工事の取消し】

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込みは、取消ししたものとみなす。ただし、管理者が特別な理由があると認めた時はこの限りでない。

また、次に掲げる各号に該当するものは、当該の申込みを取消し、新たに申し込む必要がある。

- (1) メーター口径を変更する場合
- (2) 分岐する配水管を変更する場合
- (3) 申込者及び給水装置の施工業者が変更になった場合
- (4) 建物の形態、使用形態が変更になった場合
- (5) 利害関係者が変更になった場合

【竣 工】

竣工検査に合格したものは、検査終了時に給水装置工事主任技術者へ通知する。また、手直しの指示を受けたものは、すみやかに手直しを行い、再度竣工検査を受けなければならない。

【臨時使用給水装置工事】

(1) 対 象

臨時使用給水装置は工事の施行その他一時の用途に給水するもので、使用目的が臨時的であることが客観的に明らかなもので、次の各号に該当するものとする。

- ・各種工事（下水道工事、道路改良工事等）に使用するもので、工事の完成と同時に撤去されるもの。
- ・開発行為及び区画整理事業等を施行するために設けられるもので、これらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ・祭礼等催し物を実施するために設けられ、これらの催し物の終了とともに撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等季節的及び臨時的な施設に使用するもの。
- ・その他管理者が必要と認めたもの。

(2) 工事範囲

臨時給水装置の工事範囲は、給水装置の設置から撤去までとし、臨時使用を終了したときは、すみやかに廃止手続を行い、施設の撤去を確認できる写真等を完了後提出する。

(3) 加入金及び工事検査手数料

- ・臨時使用を終了したときの撤去を条件として加入金は免除する。
- ・工事検査手数料は通常の申込みに準じて徴収する。
- ・臨時使用給水装置を切り替えて引き続き専用給水装置として使用する場合は、前申込書を取消し、新たに給水工事申込書を提出するものとする。この場合は加入金、工事検査手数料を徴収する。

(4) 工事の申請

通常の工事申込みに準じて行う。

(5) 設計審査及び着手

通常の工事申込みに準じて行う。

(6) 工事竣工検査

通常の工事申込みに準じて行う。

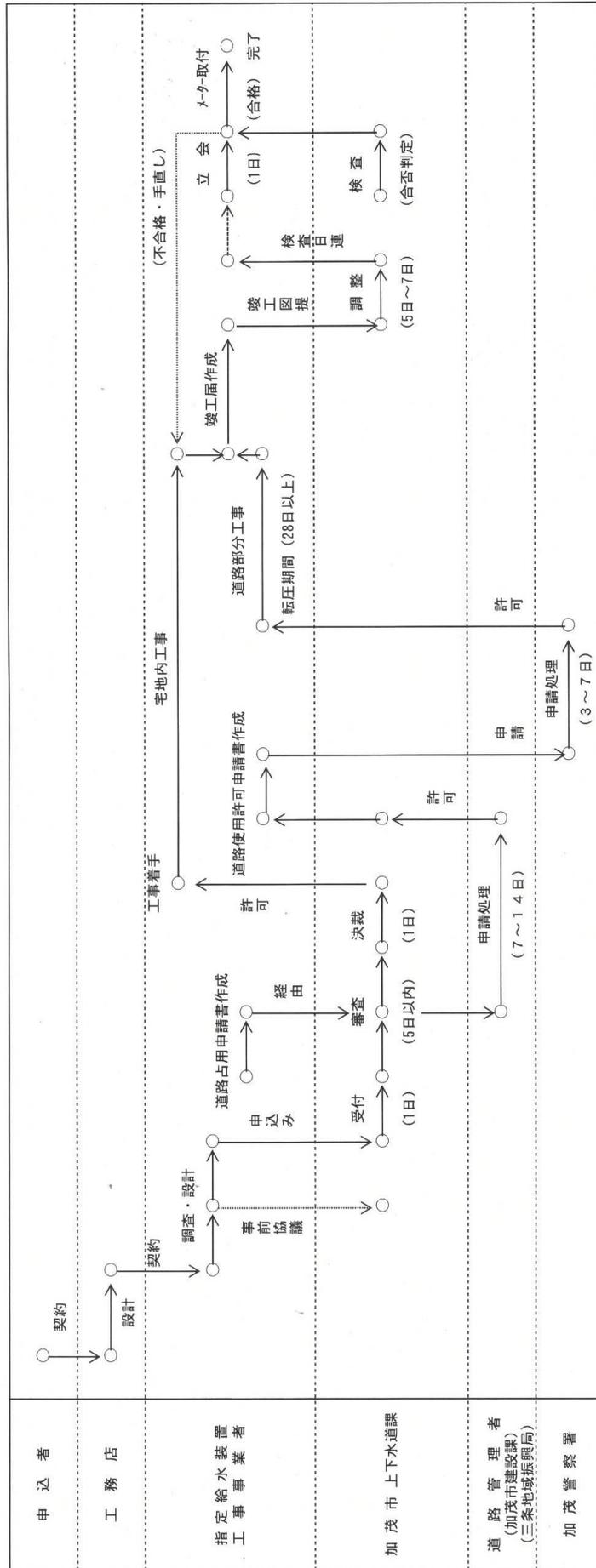
【水道施設 寄付申込】

宅地造成等で、公道部に布設された給水管（連合管）については、市長が定める基準に適合するものについて、市の施設とすることができます。（加茂市給水条例施行規則第8条2項）

寄付申込については、上下水道課と協議すること。

なお、公道部に布設された給水管であっても寄付申込がないものは、漏水等があっても上下水道課で対応できない場合があります。

給水装置の工事申込みから施工までのフロー図



※ 道路部分の施行に対して、竣工までに舗装本復旧が出来ない場合は、完了後竣工写真を提出する。

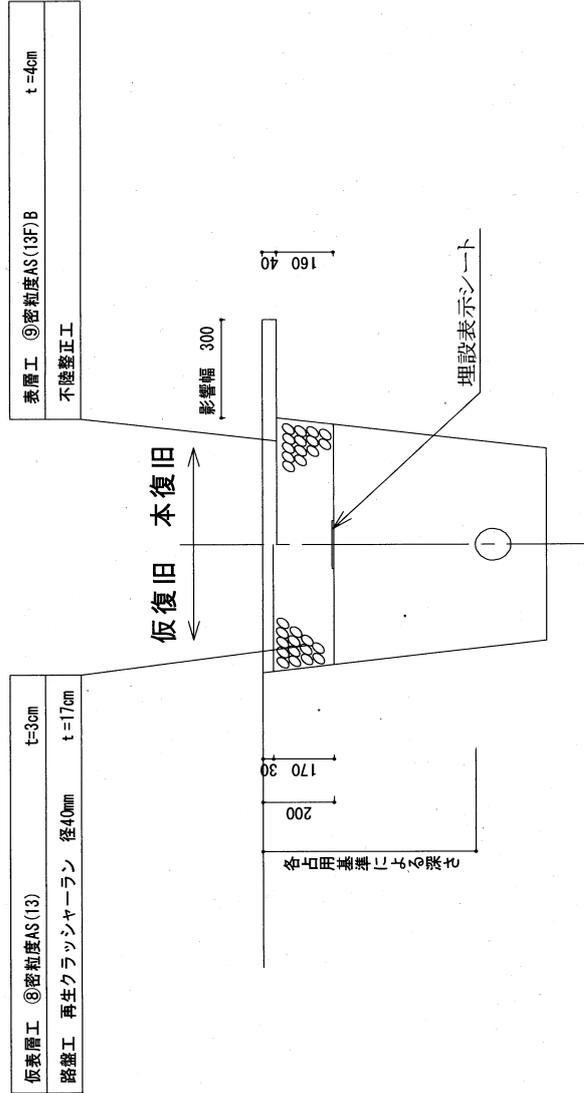
道路占用許可申請書 部数 国道・県道・・・3部
市道・・・2部

道路使用許可申請書 部数 国道・県道・・・2部
市道・・・2部

※道路使用許可申請書(許可書)の写し 加茂市上下水道課へ提出(スキャンデータ可)
加茂市建設課へ提出(市道全面通行止めの場合のみ、スキャンデータ不可)

市道路面復旧標準図

大型車が通らない箇所（幅員3m未満）

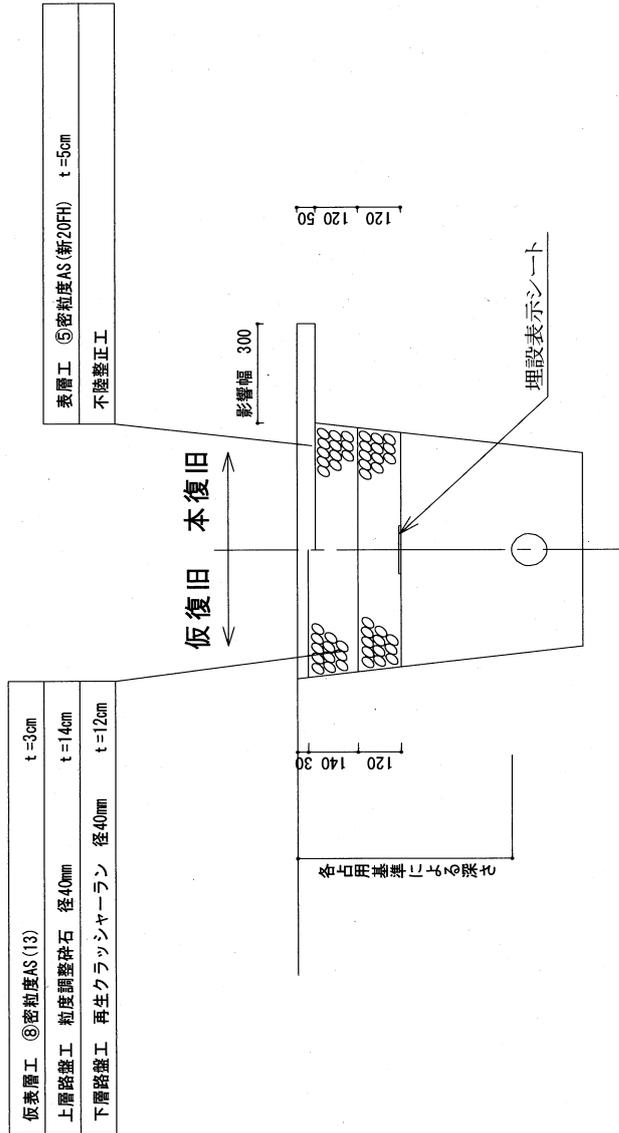


※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
 消融雪施設設置箇所・橋面は、⑪密粒度AS(13FH改質)を採用する。

市道路面復旧標準図

【交通量区分N3】

大型車が通る可能性のある道路
 (大型車交通量 1~100台未満/日・方向 幅員3m以上)



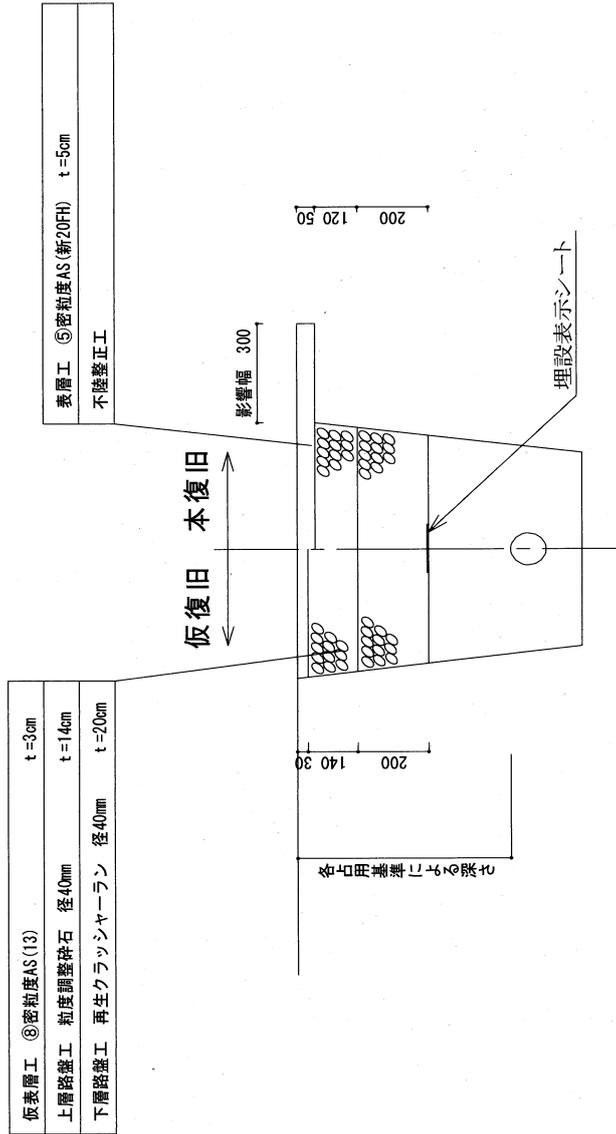
※表層に用いるアスファルト混合物は、一般的には⑤密粒度AS (新20FH)、縦断勾配が6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS (新20FH) 改質 I 型) を採用する。

市道路面復旧標準図

【交通量区分N4】

大型車が通る可能性のある道路

(大型車交通量 100~250台未満/日・方向)



※表層に用いるアスファルト混合物は、一般的には⑤密粒度AS(新20FH)、縦断勾配が6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS(新20FH)改質I型)を採用する。

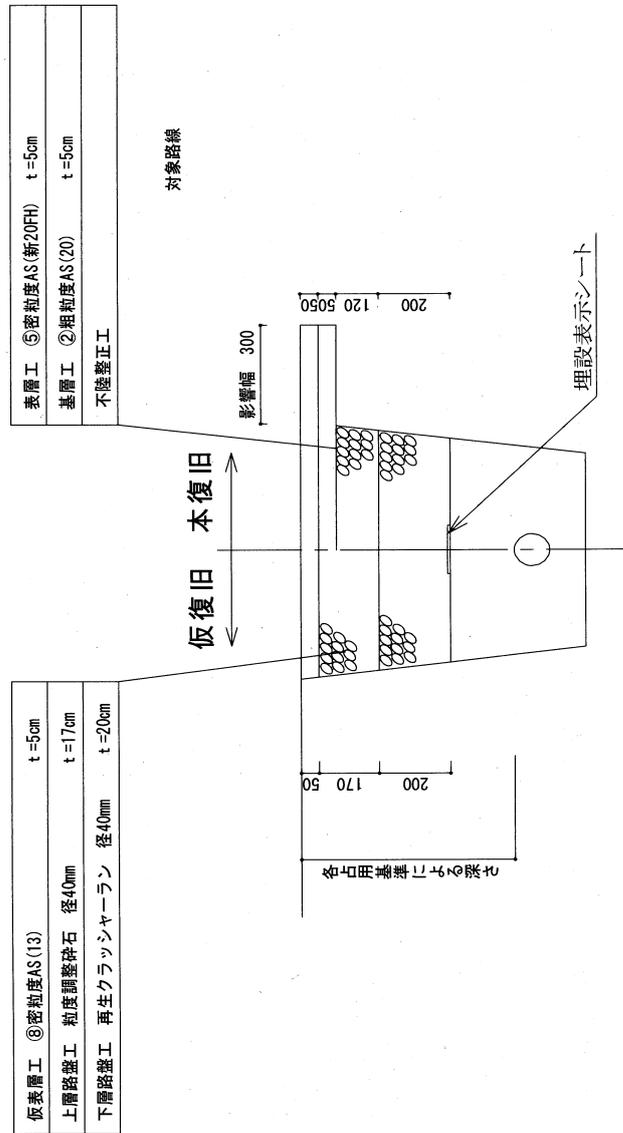
市道路面復旧標準図

【交通量区分N5】

加茂市が指定した幹線道路
(大型車交通量 250台以上/日・方向)

対象路線

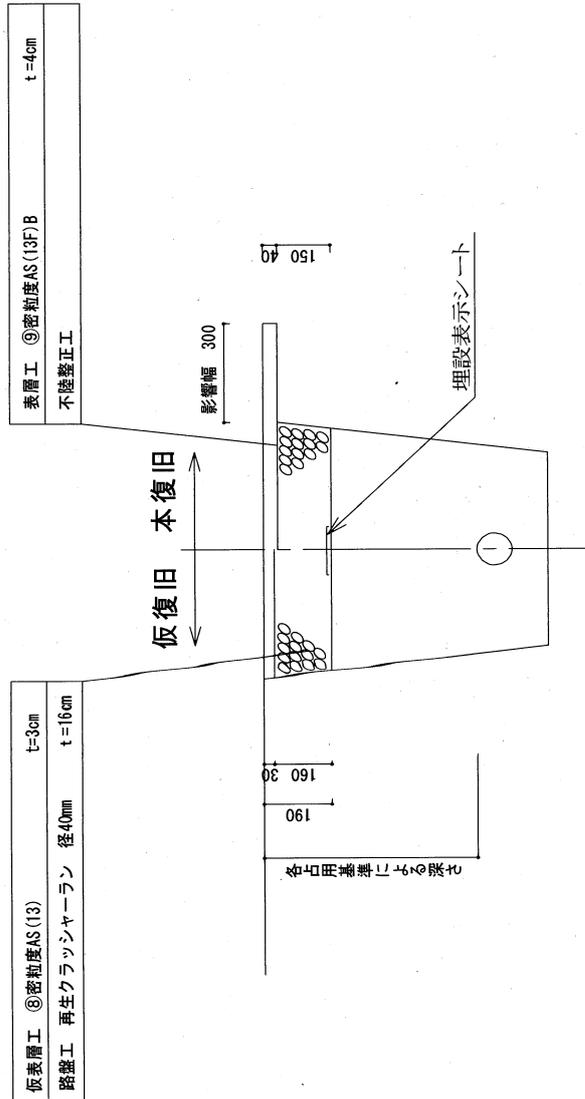
- ・ 須田工業団地線
- ・ 須田工業団地線1号
- ・ 須田工業団地線2号
- ・ 須田工業団地線3号
- ・ 須田堤防線
- ・ 周平小路線
- ・ 下条陣ヶ峰線
- ・ 日溝中興野線
- ・ 下条矢立境線
- ・ 稻荷面横線
- ・ 稻荷面横線1号
- ・ 駅前加茂新田線
- ・ 石川高須町線
- ・ 西加茂中線
- ・ 大郷線
- ・ 番田駅前線
- ・ 寿町縦線7号
- ・ 駅前下川原線
- ・ 駅前線
- ・ 穀町小橋線
- ・ 加茂病院通線
- ・ 加茂川右岸線
- ・ 新道線
- ・ 真木屋線
- ・ 根古屋中央線
- ・ 八幡線1号
- ・ 東加茂線
- ・ 舞台八幡線
- ・ 八幡駒岡線



※表層に用いるアスファルト混合物は、一般的には⑤密粒度AS(新20FH)、縦断勾配が6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS(新20FH)改質I型)を採用する。

市道路路面復旧標準図

歩道



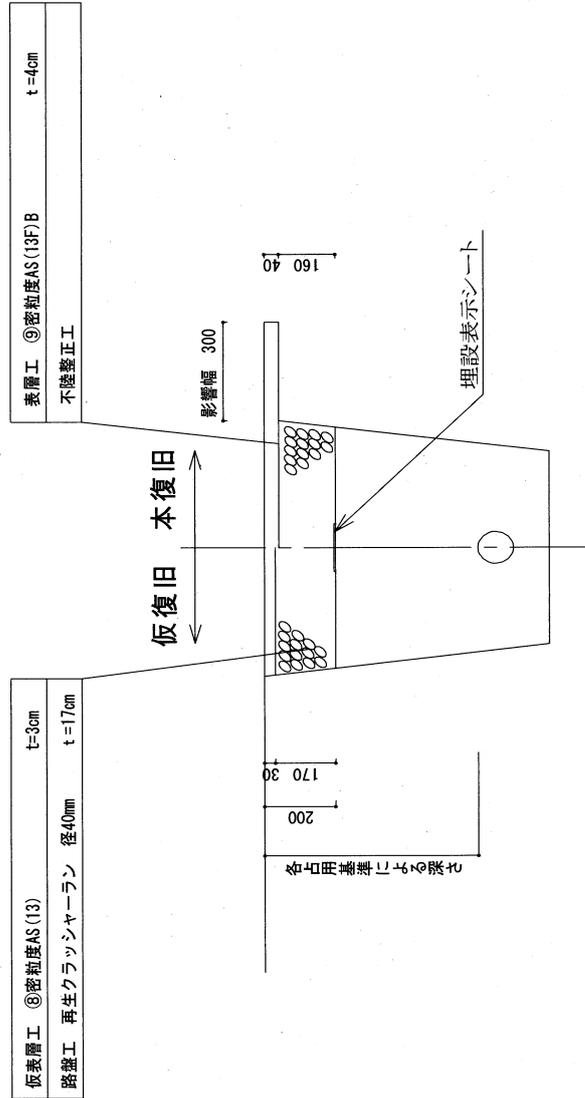
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
 消融雪施設設置箇所・橋面は、⑫密粒度AS(13FH改質)を採用する。

市道路路面復旧標準図

歩道（乗入れ）

（大型車が入りしめない箇所）

（大型車を通らない道路（幅員3m未満）に準ずる）



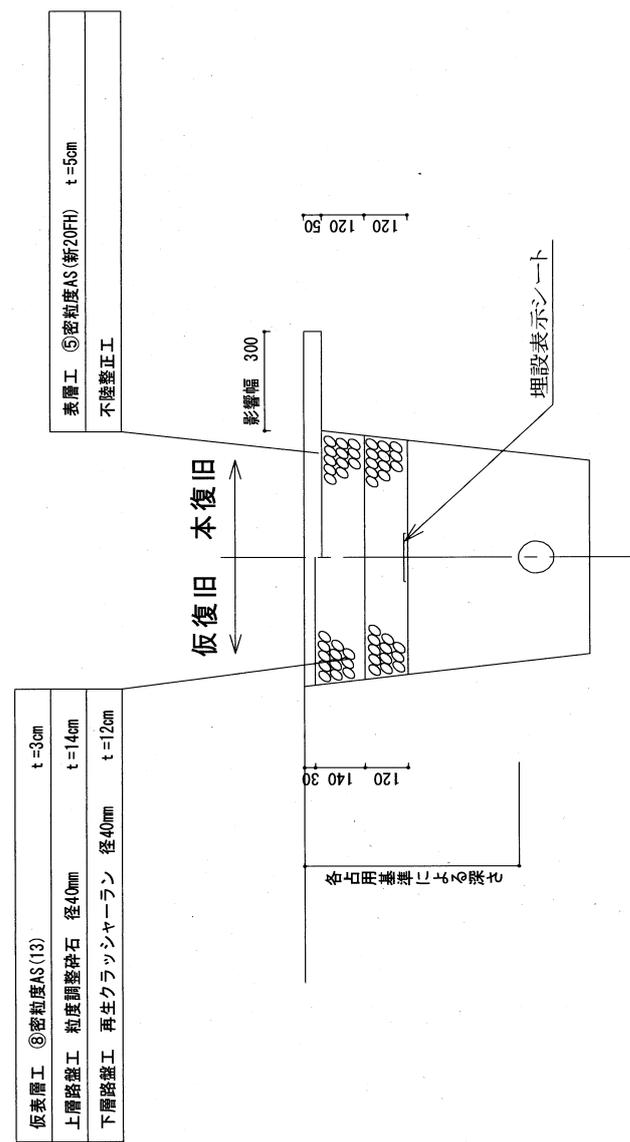
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑫密粒度AS（13FH改質）を採用する。

市道路面復旧標準図

歩道（乗入れ）

（大型車が入りやすい箇所）

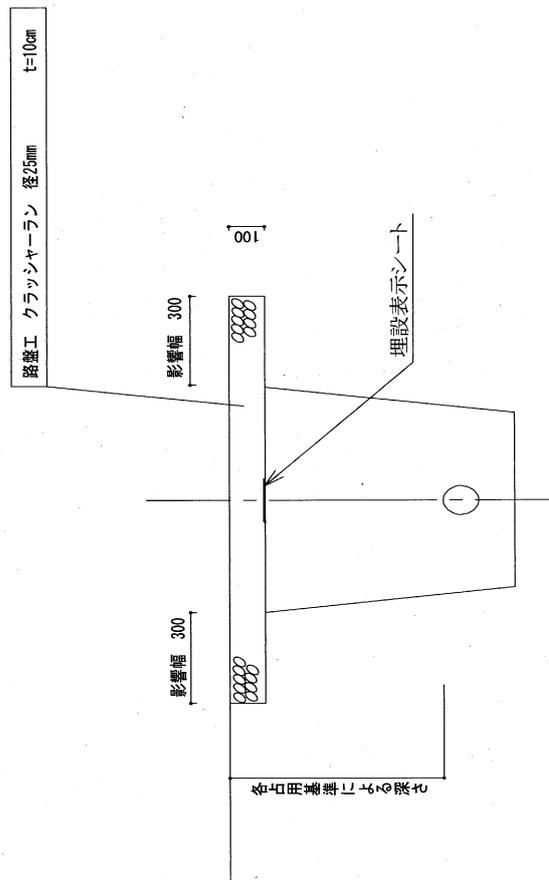
（大型車を通る可能性のある道路【交通量区分N3】に準ずる）



※表層に用いるアスファルト混合物は、一般的には⑤密粒度AS(新20FH)、縦断勾配が6%を超える箇所・消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS(新20FH)改質I型)を採用する。

市道路路面復旧標準図

砂利道

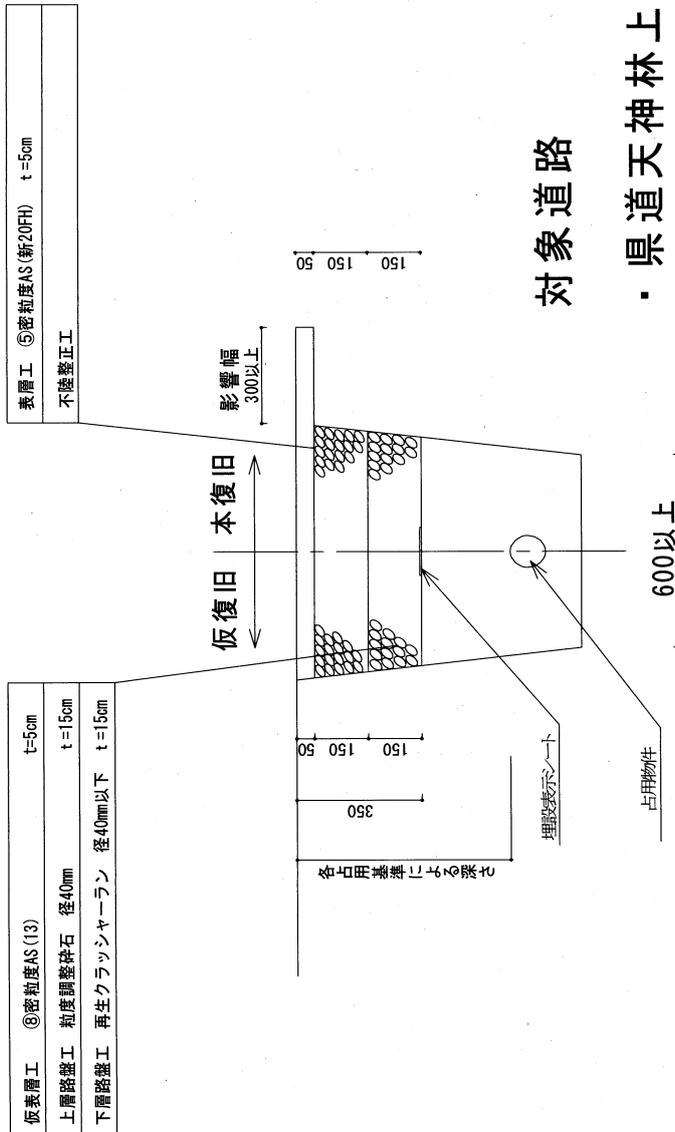


※大規模な農道等については、別途協議する。

国道路面復旧標準図

交通量区分N4（信頼度75%）

100～250台未満/日・方向



対象道路

- ・ 県道天神林上条線（住宅地付近 以外）

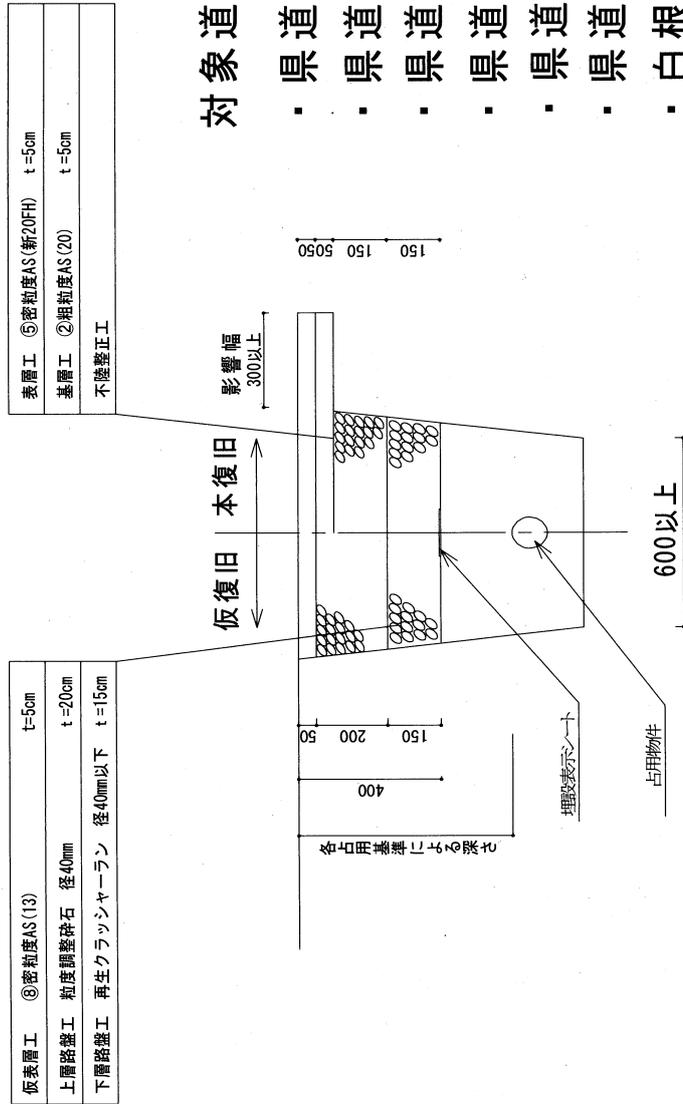
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS（新20FH）改質I型を採用する。

※ 別紙、道路占用工事等における留意事項を厳守する。

国道路面復旧標準図

交通量区分N5（信頼度75%）

250以上625台未満/日・方向



対象道路

- ・ 県道新潟小須戸三条線
- ・ 県道長岡栃尾巻線（幸町 狭口）
- ・ 県道天神林上条線（住宅地付近）
- ・ 県道出戸村松線
- ・ 県道宮寄上加茂線
- ・ 県道加茂停車場線
- ・ 白根黒崎線

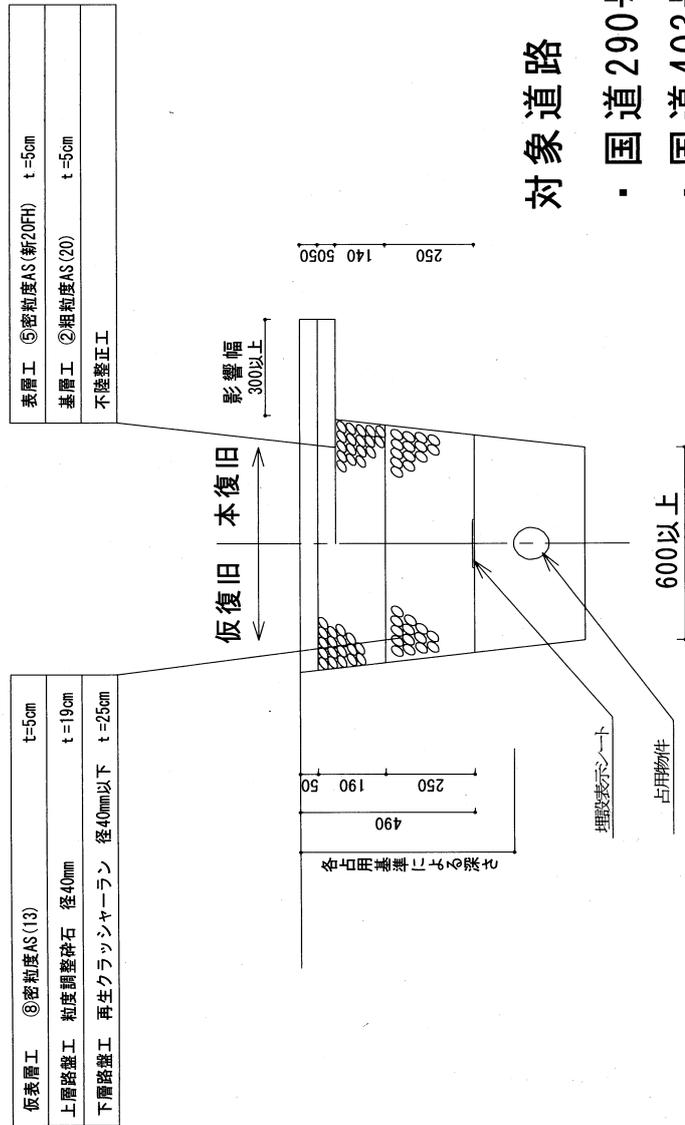
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS（新20FH）改質I型を採用する。

※ 別紙、道路占有工事等における留意事項を厳守する。

国道路面復旧標準図

交通量区分N5（信頼度90%）

625以上1000台未満/日・方向



対象道路

- ・ 国道290号
- ・ 国道403号
- ・ 県道長岡栃尾巻線（加茂新田 後須田）

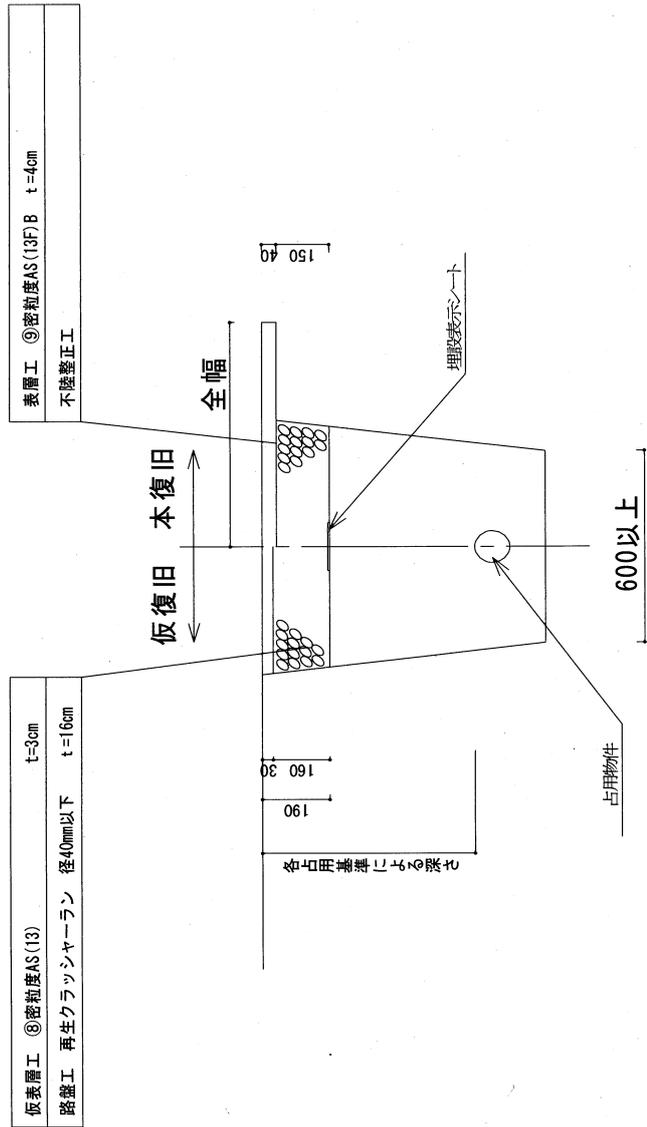
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所

消融雪施設設置箇所・橋面は、⑦密粒度AS（新20FH）改質I型を採用する。

※ 別紙、道路占用工事等における留意事項を厳守する。

国道道路面復旧標準図

歩道



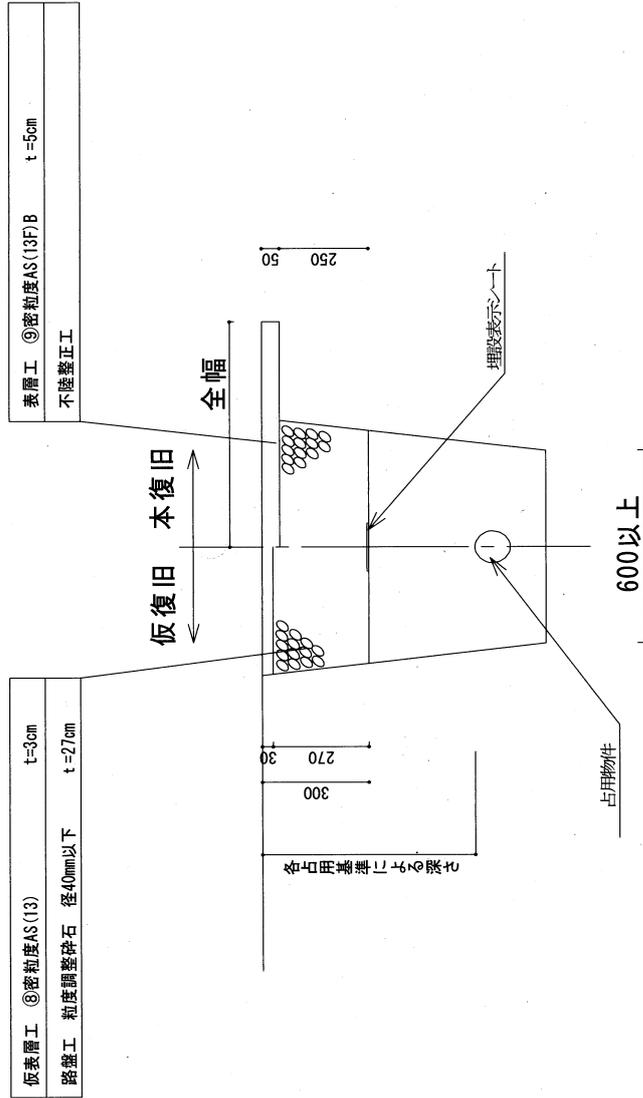
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑫密粒度AS(13FH改質)を採用する。

※別紙、道路占用工事等における留意事項を厳守する。

国県道路路面復旧標準図

歩道（乗入れ）

（最大積載量2.0t以下の貨物自動車等に適用する。）



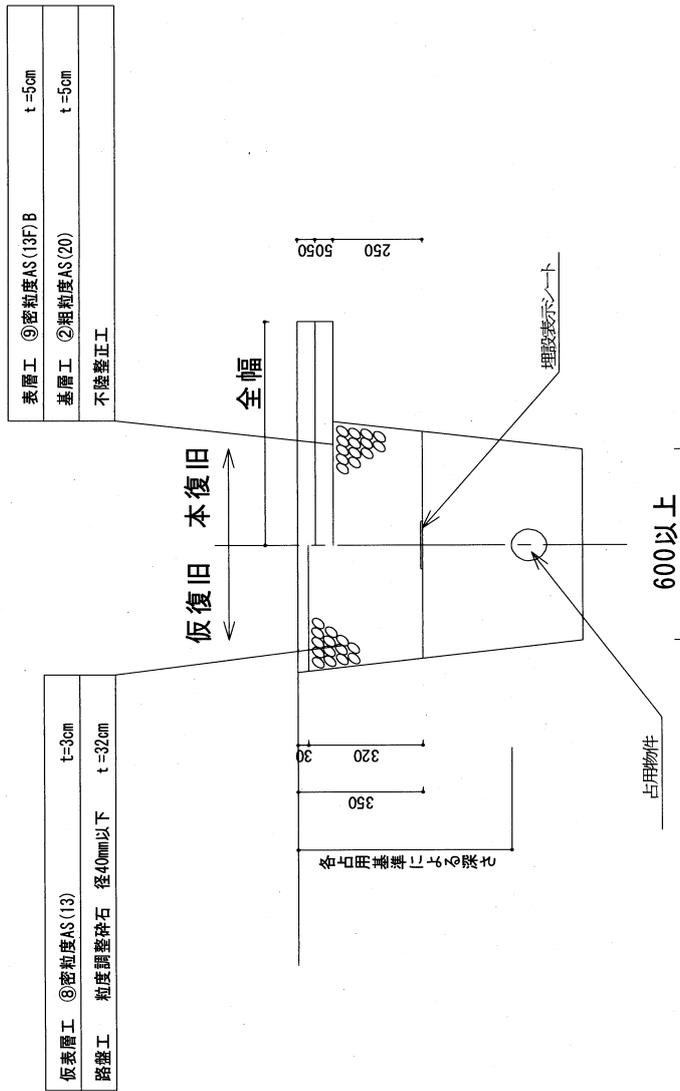
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑩密粒度AS(13FH改質)を採用する。

※別紙、道路占用工事等における留意事項を厳守する。

国道道路路面復旧標準図

歩道（乗入れ）

（最大積載量2.0 t 超6.5 t 未満の貨物自動車等に適用する。）



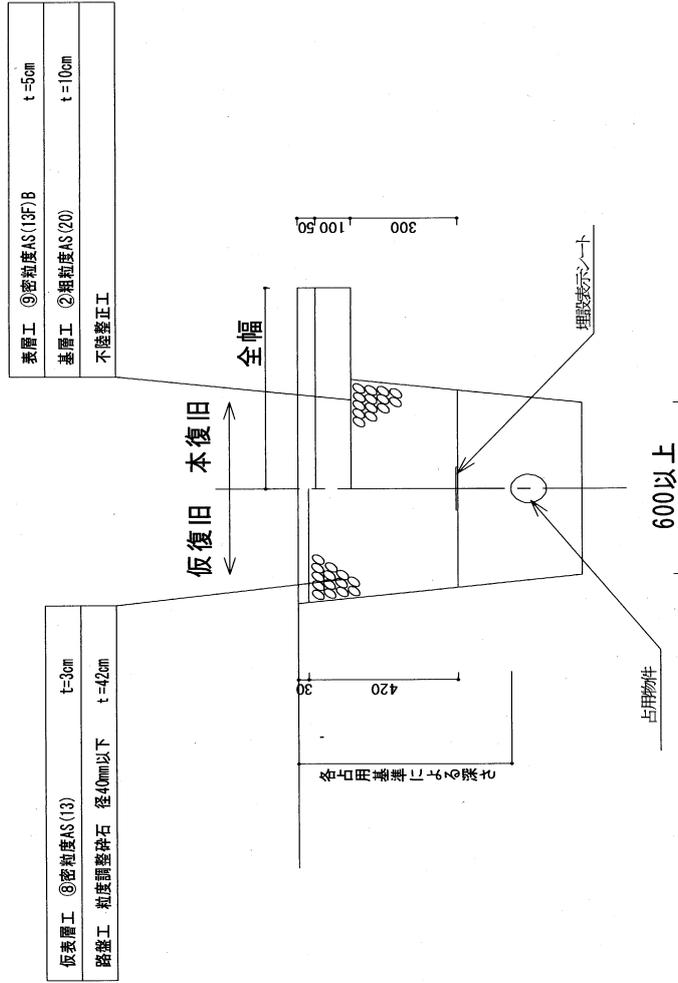
※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑫密粒度AS(13FH改質)を採用する。

※別紙、道路占用工事等における留意事項を厳守する。

国県道路路面復旧標準図

歩道（乗入れ）

（最大積載量6.5 t 超の貨物自動車等に適用する。）



※表層に用いるアスファルト混合物は、縦断勾配が6%以上の箇所
消融雪施設設置箇所・橋面は、⑫密粒度AS(13FH改質)を採用する。

※ 別紙、道路占用工事における留意事項を厳守する。

給水装置工事自主検査報告書 兼 工事竣工検査申請書

加茂市 水道事業
加茂市長 様

下記の給水装置工事について、水道法第25条の4第3項及び加茂市給水装置工事施工指針に基づく自主検査の結果、下記の検査項目に適合していることを確認しましたので、報告のうえ、加茂市水道給水条例第7条第2項に基づく工事竣工検査を申請します。

なお、この報告の後、当該給水装置工事に瑕疵があった場合は、当方の責任において対処いたします。

		提出日	年	月	日
報告者 申請者	指定給水装置工事事業者	⑩			
		給水装置工事主任技術者			
		⑩			
工事場所			申込者		
自主 検査 項目	(1)	給水装置工事竣工届兼工事台帳の記載内容のとおり施工されているか			適・否
	(2)	漏水が発生していないか(耐圧試験を実施し確認)			適・否
	(3)	配管の口径、経路、延長、埋設深度、接合方法が適切であるか			適・否
	(4)	集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか			適・否
	(5)	水道メーターは逆付けや片寄りがなく、水平であり、台座は最上段に設置しているか			適・否
	(6)	水道メーター、メーターボックスの設置位置は、検針・取替えに支障がないか			適・否
	(7)	水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされているか			適・否
	(8)	給水用具が性能基準適合品であるか			適・否
	(9)	逆流防止のための給水用具の設置、吐出口空間が確保されているか			適・否
	(10)	通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーターを経由しているか			適・否
	(11)	給水用具の吐出量、動作状況などについての異常がないか			適・否
	(12)	水質に異常(臭気、異物、塩素の揮発)がないか			適・否
その他	検査用の写真等の提出 ・メーターの位置が分かる写真 ・メーターボックス内の状況が分かる写真 ・メーター番号が識別できる写真 ・耐圧試験の実施にかかる写真 ・占用工事の場合は、分岐部(分水栓・チーズ・割T字管等)の位置・深度、給水管の位置・深度がわかる写真 ・その他、上下水道課より指示があった写真			可・不可	

誓約書

加茂市水道事業
加茂市長 様

年 月 日

給水装置工事場所
加茂市

給水装置工事申込者
住 所

氏 名



上記の給水装置工事について第三者等からの異議の申立てがあったときには直ちに
当方で責任をもって対処し、市上下水道課にはご迷惑をおかけしないことを誓約します。

給水装置の所有者が変更となった場合には、この誓約書の内容を継承させることと
します。

水道施設 寄付 申込書

受領者				
申込日	令和 年 月 日			
申込人 代表	住所 氏名 ⑩			
1. 施設の所在地	加茂市 地内			
2. 施設の名称及び種類(下記、施設を寄付いたします。)				
市道名	管種	管径	数量(m)	備考
計				

3. 添付書類等

- (1) 位置図
- (2) 土地所有者の同意書(申込人と同一の場合不要)
- (3) その他

4. 備考